

大通達甲（交企）第2号
令和5年3月7日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱の改正について（通達）

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会については、「地域交通安全活動推進委員運営要綱の改正について」（令和3年3月31日付け大通達甲（交企）第9号）により運営しているところであるが、この度、活動区域ごとの定数を見直したこと等に伴い、別添のとおり「地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱」を改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（交通企画課高齢者対策係）

別添

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱

第1 総則

この要綱は、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29及び第108条の30並びに地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 推進委員

1 定数

推進委員の活動区域ごとの定数は、別表のとおりとする。ただし、これによりがたいと警察署長が認めるときは、その都度、交通部交通企画課長と協議して定数を決定するものとする。

2 任期の起算

推進委員の任期は、会計年度により起算するものとする。

3 委嘱手続

- (1) 警察署長は、当該警察署の管轄区域内に居住し、又は勤務するなど当該管轄区域の交通の状況に精通している者について、関係者の意見を踏まえ、法第108の29第1項各号に規定する要件を満たすか否かを判断し、適任者を地域交通安全活動推進委員推薦書（第1号様式）により、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を経由して大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。
- (2) 交通企画課長は、前記(1)の規定による推薦のあった者について、法第108条の29第1項各号に規定する要件その他適任者であるか否かの審査を行うものとする。
- (3) 交通企画課長は、公安委員会が推進委員を委嘱したときは、当該推進委員に対し、委嘱状（第2号様式）を交付するとともに、地域交通安全活動推進委員証（規則別記様式第1号）、標章（規則別記様式第2号）その他必要な装備品を貸与するものとする。
- (4) 規則第1条第2項の規定による措置は、大分県警察のホームページに委嘱した推進委員の氏名及び連絡先並びに活動区域を掲載することにより行うものとする。
- (5) 交通企画課長は、推進委員の委嘱状況を明確にするため、地域交通安全活動推進委員委嘱簿（第3号様式）を備え付けておくものとする。
- (6) 推進委員に欠員が生じたときは、後任者の委嘱について前記(1)から(5)までに規定する手続をとるものとする。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 推進委員を再任するときは、前記(1)から(5)までに規定する手続をとるものとする。

る。

4 講習及び指導

規則第8条第1項の講習は、次の内容について行うほか、必要に応じて適宜指導を行うものとする。

- (1) 道路交通の現状に関する知識
- (2) 道路交通関係法令の基礎的な知識
- (3) 推進委員としての心構え
- (4) 活動要領
- (5) 交通安全教育の実施要領

5 解嘱等

- (1) 警察署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（第4号様式）により、交通企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。
- (2) 規則第10条の規定による通知は、弁明通知書（第5号様式）により行うものとする。
- (3) 警察署長は、推進委員が辞職を申し出たときは、地域交通安全活動推進委員辞職承認上申書（第6号様式）により、交通企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。
- (4) 推進委員を解嘱したとき又は推進委員が辞職したときは、当該推進委員に対し、解職の場合にあっては地域交通安全活動推進委員解嘱通知書（第7号様式）を、辞職の場合にあっては地域交通安全活動推進委員辞職承認通知書（第8号様式）をそれぞれ交付するとともに、大分県警察のホームページに解嘱又は辞職した推進委員の氏名及び活動区域並びに解嘱日若しくは辞職日を掲載するものとする。

6 返納

交通企画課長は、推進委員がその身分を失ったときは、地域交通安全活動推進委員証、標章その他必要な装備品を返納させるものとする。

7 報告

警察署長は、推進委員の活動状況について、別に定めるところにより警察本部長に報告するものとする。

第3 協議会

1 意見の申出

法第108条の30第3項の規定により協議会が意見の申出をするときは、第9号様式により行うものとする。

2 報告又は資料の提出

規則第14条の規定による報告又は資料の提出要求は、第10号様式により行うものとする。

3 勧告

規則第15条の規定による勧告は、勧告書（第11号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

活 動 区 域	定 数 (人)
大 分 中 央 警 察 署 管 轄 区 域	24
大 分 東 警 察 署 管 轄 区 域	15
大 分 南 警 察 署 管 轄 区 域	15
別 府 警 察 署 管 轄 区 域	15
杵 築 日 出 警 察 署 管 轄 区 域	8
国 東 警 察 署 管 轄 区 域	5
豊 後 高 田 警 察 署 管 轄 区 域	4
宇 佐 警 察 署 管 轄 区 域	7
中 津 警 察 署 管 轄 区 域	10
玖 珠 警 察 署 管 轄 区 域	4
日 田 警 察 署 管 轄 区 域	9
竹 田 警 察 署 管 轄 区 域	4
豊 後 大 野 警 察 署 管 轄 区 域	5
佐 伯 警 察 署 管 轄 区 域	9
臼 杵 津 久 見 警 察 署 管 轄 区 域	8
計	142

第1号様式

第 号
年 月 日

大分県公安委員会 殿

警察署長

地域交通安全活動推進委員推薦書

次の者を地域交通安全活動推進委員として推薦します。

被推薦者	住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)
健康状態	----- ----- -----
略歴	----- ----- ----- -----
主な交通安全活動歴	----- ----- ----- ----- -----
推薦する理由	----- ----- -----

第 号

委 嘱 状

殿

道路交通法第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員に委嘱します。

年 月 日

大分県公安委員会 印

第4号様式

大分県公安委員会 殿		第 号 年 月 日 警察署長
地域交通安全活動推進委員解嘱上申書		
推進委員の住所 職業、氏名及び 生年月日(年齢)	推進委員証 番 号	
	委 嘱 年 月 日	年 月 日
	住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)	
解嘱事由に該当 する 事 実	----- ----- ----- ----- -----	
警察署長の意見	----- ----- ----- -----	
備 考	----- ----- ----- -----	

弁 明 通 知 書

第 号

年 月 日

殿

大分県公安委員会

印

道路交通法第108条の29第5項の規定により地域交通安全活動推進委員を解嘱する予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時及び場所に出頭しない場合は、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、
月 日までに、担当 (電話) に連絡してください。

第6号様式

大分県公安委員会 殿		第 号 年 月 日 警察署長
地域交通安全活動推進委員辞職承認上申書		
推進委員の住所 職業、氏名及び 生年月日(年齢)	推進委員証 番 号	
	委 嘱 年 月 日	年 月 日
	住所 職業 氏名 年 月 日生 (歳)	
辞職する理由	----- ----- ----- ----- -----	
警察署長の意見	----- ----- ----- -----	
備 考	----- ----- ----- -----	

第7号様式

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

地域交通安全活動推進委員解嘱通知書

下記の事由により、地域交通安全活動推進委員の委嘱を解く。

記

解 嘱 の 事 由	
--------------	--

第8号様式

第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

地域交通安全活動推進委員辞職承認通知書

貴殿から申出のありました地域交通安全活動推進委員の辞職について、承認しましたので通知します。

第9号様式

第 号
年 月 日

大分県公安委員会

(警察署長経由)

又は 殿

警察署長

地域交通安全活動推進委員協議会

会 長

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して下記のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料

第10号様式

第 号
年 月 日

地域交通安全活動推進委員協議会

会長 殿

大分県公安委員会 印

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第14条の規定に基づき、下記のとおり 報 告 資料の提出 を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める事項

3 期限

年 月 日

勧告書

第 号
年 月 日

地域交通安全活動推進委員協議会
会 長 殿

大分県公安委員会

印

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで